壬生町公示第４２号

下記に係る書類については、住居所・相続人不明等のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条に準用する地方税法第２０条の２の規定により公示する。

当該書類は、壬生町役場に保管してあるので、送達を受ける者の申し出があるときは、交付する。

（注　意）

高齢者の医療の確保に関する法律に準用する地方税法第２０条の２第３項の規定により公示をした日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和８年１１月２７日

壬生町長　小　菅　一　弥

送達する書類の名称

令和７年度 後期高齢者医療保険料　納入通知書

送達を受けるべき者の氏名

池田　寛夫